

《 Q&A 》

【Q1】 会員証はどんな時に使うのですか？

A：「幼稚園・保育園」の送迎など 活動中は必ず会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は提示してください。

【Q2】 依頼を取消しするときは？

A：依頼会員が提供会員とセンターに連絡をしてください。当日取消しや無断取消しについては「取消し料」が必要です。

【Q3】 登録内容に変更がある場合は？

A：住所に変更があった時や、入会時に登録してあるお子さんの人数が出生や追加などで変更がある場合はセンターにお知らせください。
(センターに登録してあるお子さんだけが援助対象になります。)

【Q4】 祖父母も親もファミリー・サポート・センターの会員であれば、近所に住んでいる祖父母が孫を預かる場合にも援助活動となりますか？事故がおきた場合には保険の対象となりますか？

A：本事業は、かつて地縁、血縁関係の中で対応してきた子どもの世話を、現在の都市化、核家族化の進展に伴いそれらが希薄となったため、これを代替するものとして創設された地域における相互援助活動です。

したがって、別居の親族の援助が得られる場合は家族間の扶助となり、たまたま両者がファミリー・サポート・センターの会員であったとしても、センターとしての活動とはなりません。従って、ファミリー・サポート・センター事業の相互援助活動とならないものに関しては、保険の対象にもなりません。

【Q5】 援助活動中に何かあった場合は？

A：会員は『ファミリー・サポート・センター補償保険』に一括にて加入します。その費用はセンターが負担します。対象としてセンターを通して活動依頼申込があり、打合せを行った依頼成立の援助活動が対象です。

【Q6】 援助活動を行う場所として、どのような場所まで認められますか？

A：原則としてお子さんを預かる場所は、提供会員の自宅です。但し、会員同士で合意がある場合はこの限りではありません。近所の公園や児童関係施設等へ連れて行き、遊ばせることもできますが、預かった子ども以外の不特定多数の子どもが遊んでいる環境であることから、提供会員は事故防止の為、自宅で預かる以上にお子さんから目を離さないよう注意する必要があります。

【Q7】 支払報酬はどのように処理されますか？

A：基本、会員同士のやり取りとなります。活動終了時に依頼会員から提供会員へ支払って下さい。現金を直接渡すのではなく、お子さんの目の前で渡す事を配慮し、封筒などに入れて渡すのが望ましいです。

【Q8】 保育所の空きが見つからない場合など、同じ提供会員が長期にわたって同じ子どもを預かってよいのでしょうか？

A：保育所の送り迎えなど特定の会員間で一定の期間にわたることはあり得ますが、本事業の趣旨は、変動的、変則的な保育のニーズに対応するものであり、長期にわたることはあまり好ましくありません。あくまでも、一時的、緊急的な保育サービスであり、特定の会員に過度の負担がかからないよう、期間を設けたり、数人でローテーションを組むなどして対応します。

【Q9】 育児休業中に提供会員として活動してもよいのでしょうか？

A：本来、育児休業は育児に専念するための休業です。育児休業中の活動が認められるか否かは、会社の就業規則や育児休業規程などによります。会社の判断を得てください。

【Q10】 失業給付をもらいながら、提供会員として活動してもよいのでしょうか？

A：失業給付をもらいながら提供会員として活動することは可能ですが、活動の程度によっては給付に影響を生ずる場合もありますので、活動状況及び収入についてはハローワークに報告する必要があります。

また、本事業は会員の互助により労働者の仕事と育児を支援する地域におけ

るボランティア活動であり、援助を行う方の収入を保証するものではありません。センターは職業斡旋の場ではなく、したがってセンターと会員の間には雇用関係は成立しません。

【Q11】報酬と所得の関係について、教えてください。

A: 援助活動により得た報酬は雑所得となり、報酬額から経費を差し引いた額が年間38万円（基礎控除額）を超えると課税対象となります。すでに給与所得を得ている場合には、雑所得が年間20万円を超えると確定申告の対象となります。

【Q12】提供会員が子どもを預かっている時に、買い物にでかけるのに預かっている子どもを連れて行ってよいのでしょうか？

A: ファミリー・サポート・センターの活動中に提供会員が自分の用事を行うことは好ましいことではありません。安心・安全な活動を行うためにも、依頼を受けた時間は子どもの預かり活動に集中し、このような活動はさけるようにしましょう。

【Q13】提供会員である自分が運転に不慣れなため、夫の運転する車に乗って子どもを預かる活動をしたいのですが？

A: ファミリー・サポート・センター事業の大前提は「会員同士の相互援助活動」であることです。会員でない夫が活動に関わるということ自体、ファミリー・サポート・センター事業の活動としては成立し得ないものです。たとえ提供会員の家族であっても、夫が活動に参加するためには、規程の講習を受けて、提供会員として登録していただく必要があります。

提供会員として正式な登録がない夫が運転している際に、万が一事故が発生して、夫がケガを負ったとしても、補償保険対象外となります。